

令和6年3月18日
高齢施策担当部高齢者支援課
高齢施策担当部介護保険課

介護予防支援の指定対象の拡大への対応方針案について

令和6年4月から、介護保険法の改正等により、地域包括支援センターが実施している介護予防支援（要支援者の介護予防ケアプランの作成等）について、居宅介護支援事業者（ケアマネ事業所）も区からの指定を受けて実施が可能となる予定である。ついては、制度改正について、以下のとおり対応を進める。

1 介護予防支援の手続等の変更イメージ

別紙のとおり

※現時点では、国から解釈通知等が発出されておらず、制度改正の詳細が明らかにされていない。

2 区の対応方針（案）

- ・区は、地域包括支援センターの業務負担の軽減が図れるよう、居宅介護支援事業者が指定を受けられる環境の整備（事務手続の流れや各種書式の整理など）を進める。
- ・整備を進めるために、居宅介護支援事業者を対象として、制度改正の概要について周知を図るとともに、現在の介護予防ケアプランの受託状況や導入している介護保険システムの制度改正への対応状況、指定申請の意向等についてアンケートを実施する。
- ・アンケート結果を基に、区・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者が協議しながら環境整備に向けた検討・調整を進めていく。
- ・環境の整備を丁寧に進めていくためには一定の期間を要することから、当面の間、現在の地域包括支援センターから居宅介護支援事業者への介護予防支援業務の委託（別紙の①の方法）を継続する。

3 指定の基準

- ・居宅介護支援事業者は、これまで地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を実施してきた経験があることを踏まえ、居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられることを前提に、指定の基準を設けている。
- ・指定申請の書類についても、既に提出している事項に変更がない場合は、事

業者の手續の負担を軽減するため、提出書類の省略を可とする予定。

4 本協議会への報告

- ・居宅介護支援事業所を介護予防支援事業者として指定を開始する際は、介護予防支援の委託とともに、本協議会に報告する。(全ての事業者が指定に移行するのではなく一定程度、委託する事業者も残ると考えられる。)
- ・運用を開始した後の介護予防支援事業者の指定については、既に居宅介護支援事業者として指定を受けている事業者を指定することとなることから、毎年度末に一括して報告することを予定。

5 スケジュール案

- 3月 居宅介護支援事業者に状況調査のアンケートを送付、集計
- 4月 制度改正の施行予定
- 5～6月頃 業務の取扱いについての調整
- 7月 説明会の開催・通知
- 10月 介護予防支援事業者として運用開始
- 11月 地域包括ケア推進協議会に、介護予防支援事業者の指定および居宅介護支援の一部委託について報告

※令和6年4月1日以降に指定の申請があった場合には、申請を受け付けたいう
えで事業者と協議していく。

6 参考条文

- (1) 介護保険法⇒ 介護予防支援事業者の指定に係る協議会の関与の根拠
(介護予防サービス計画費の支給)

第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村)の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。

(指定介護予防支援事業者の指定)

第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

2・3 [略]

- 4 市町村長は、第58条第1項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

- (2) 練馬区指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例⇒ 介護予防支援の一部委託に係る協議会の関与の根拠

(指定介護予防支援の業務の委託)

第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、つぎに掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性および公正性の確保を図るため練馬区地域包括ケア推進協議会(練馬区介護保険条例(平成12年3月練馬区条例第28号)第9条の5第1項に規定する練馬区地域包括ケア推進協議会をいう。)の議を経なければならないこと。

(2)～(4) [略]